

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

(1) 業務名	令和8年度伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託
(2) 契約番号	-
(3) 業種	造園
(4) 場所	伊江御殿別邸庭園内(那覇市首里石嶺町1丁目地内)
(5) 履行期間	着手日 から 令和9年(2027年) 3月31日 まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概要	
① 目的	指定文化財である伊江御殿別邸庭園の適切な維持管理を目的とする。
② 規模等	-
③ 構造等	清掃業務 一式
(8) 予定価格	3, 120, 000円(消費税抜き)
(9) 最低制限価格	設定無し

2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(4)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)
(5)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(6)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に、造園の業種を1位として登録されている者であること。
(7)	那覇市に本店が有る者であること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

- | |
|---|
| (1) 開札日前30日以内に、那覇市文化財課で執行する業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。 |
| (2) 那覇市法制契約課を通して行う業務委託等について、本案件は落札制限を受けない。 |
| (3) 那覇市文化財課を通して行う随意契約の方法により契約を締結したものについて、本案件は落札制限を受けない。 |
| (4) 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。 |
| (5) 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。 |

4 設計図書等の閲覧、質問、回答

設計図書の 閲覧方法・期間	設計図書等： 那覇市文化財課のホームページに掲載。 閲覧期間： 令和8年3月10日(火) 10時 ~ 令和8年3月18日(水) 17時 ※パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、閲覧期間内に下記問合せ先まで連絡すること。
質問期間及び方法	質問期間： 令和8年3月10日(火) 10時 ~ 令和8年3月18日(水) 17時 質問方法： 「質問書」を下記問合せ先へFAXで提出すること。
回答期限及び方法	回答期限： 令和8年3月19日(木) 17時 回答方法： 那覇市文化財課ホームページに掲載する。

5 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時： 令和8年3月23日(月)14:15～ 入札方法： 紙(入札書)による入札
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札・開札場所	那覇市役所本庁 8階 801会議室

6 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	免除する。
前金払	適用しない。
部分払	適用しない。

7 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

提出期限	令和8年3月26日(木) 15時
提出方法	文化財課まで持参すること。
提出書類	(1)入札参加資格審査申請書 (2)監理技術者等

8 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。
 ※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。
 ※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を文化財課へ提出しなければならない。

9 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市文化財課ホームページで掲載する。

この公告は、次年度当初予算成立を前提とした年度開始直前の事前手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。また、市議会において当初予算が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

10 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること

那覇市 市民文化部 文化財課

TEL : 098-917-3501

FAX : 098-917-3523

担当 : 文化財グループ 上原 亮